

はじめに

平成 12 年 4 月に介護保険制度が始まり 1 年半が経過しました。この制度は、急速な高齢化の進展による介護需要の増大と、老後の介護不安に対し、介護が必要になっても住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、高齢者の介護を社会全体で支えていく新しい仕組みとして導入されました。さらに、この制度により、今までの措置から利用者自身がサービスを選択し、契約をして利用するというように、大きな転換をともしました。

練馬区では、平成 9 年 12 月の介護保険法公布を契機に、福祉部（当時）内に担当組織を設け、また、10 年 6 月には区長を本部長とする介護保険制度実施本部を設置するなど、全庁的な取り組みを開始しました。事務処理体制の整備や電算システムの開発、条例・規則の制定などのほか、認定審査会の新設、事業者説明会の開催、区民への制度周知と 65 歳以上区民への被保険者証の交付等々、制度を円滑に実施するために準備を進め、概ね順調に制度開始を迎えることができました。

区は保険者として、更なる制度の定着を図り、介護が必要となった方に対して、適切な介護サービスを多様な事業者から総合的かつ効果的に提供できる、利用者本位の体制づくりに一層の努力をしてまいりたいと存じます。

今後とも介護保険制度へのご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

練馬区